

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号
氏名 安田金属 株式会社
代表取締役 安田 秀吉

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成27年3月29日
許可の有効年月日 平成34年3月28日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

特別管理産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管は含まない。】

- ・ 廃石綿等
- ・ 燃え殻（ダイオキシン類を含むことにのみにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（ダイオキシン類を含むことにのみにより有害なものに限る。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 広島県廿日市市木材港北6番39号 1.32m²、廃酸、1.2m³、屋内保管
- (2) 広島県廿日市市木材港北6番39号 1.044m²、廃アルカリ、0.8m³、屋内保管
- (3) 広島県廿日市市木材港北6番39号 8m²、廃油、7.2m³、屋内保管
- (4) 広島県廿日市市木材港北6番39号 7.6m²、廃酸（廃バッテリー内へ封入されたものに限る。）、5.4m³、屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年4月8日 更新許可（優良認定）
平成30年4月19日 積替え又は保管場所の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。